

第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

中央市環境基本条例第8条に基づき、平成31年3月に策定した「第2次中央市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」について、令和5年度に中間見直し時期となることから、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する変化に対応するため、環境基本計画の後期計画として改定を行うものである。

また、本市として2050年までの脱炭素社会の実現をするため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき「地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）（以下、地球温暖化対策実行計画）という。」を策定し、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を講じる必要がある。そのため、環境基本計画・後期計画の策定にあたっては、地球温暖化対策実行計画を包含することとし、令和4年度において実施した「地域再生エネルギー導入戦略策定業務」の内容を十分踏まえた上で一体的に策定を行うものである。

こうした目的を踏まえて、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）

(2) 業務内容

別添「第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）仕様書」を参照。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 履行場所

中央市全域

3 予算額上限額

17,633,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 公告日から優先交渉権者決定までの間に、国及び地方公共団体の指名停止の期間がないこと。
- (5) 税の滞納がない者であること。
- (6) 過去5年以内に環境基本計画及び地球温暖化対策に関する計画など、地方公共団体の法定計画関連業務（各種計画策定、進行管理等）を受託した実績を有する者であること。
- (7) 山梨県内または東京都内に本社を有する事業者であること。
- (8) 本業務について、業務遂行能力及び適切な実施体制を有し、中央市の指示に柔軟に対応できる者であること。

5 参加申込方法

本プロポーザルに参加を申し込む場合は、次の書類を提出すること。なお、提出書類の様式（電子データ）は、市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
- イ 事業者概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績報告書（様式第3号）
- エ 業務実施体制（様式第4号）
- オ 業務担当者調書（様式第5号）
- カ 財務諸表（直近1箇年度分の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出期限

令和5年7月6日（木） 午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出場所

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原301-1
中央市役所 南館 市民環境課（環境担当）
TEL：055-274-8543

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとする。電話にて書類の到着確認をすること。

※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 参加資格審査結果通知

参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に電子メールにて通知する。ただし、やむを得ない場合は別の通知手段を検討することとする。

6 企画提案書類

(1) 提出書類

参加資格を確認後、企画提案書の提出依頼を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。また作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

ア 企画提案書類提出書（提案審査申請書）（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式第7号）

(2) 提出期限

令和5年7月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

・正本1部、副本14部、電子記録媒体1部

(4) 提出場所

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原301-1

中央市役所 南館 市民環境課（環境担当）

T E L : 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 4 3

(5) 留意事項

提案書は、1事業者について1提案とする。提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。また、提出された提案書等は返却しないものとする。

7 質問の受付・回答

(1) 質問方法

質問書（様式第8号）の提出による

(2) 質問受付期間

令和5年6月22日（木）～令和5年6月29日（木）午前11時まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、必ず電話で到着確認をすること。

(4) 提出先

中央市市民環境課（環境担当）

T E L : 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 4 3

M a i l : shimin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp

(5) 質問に対する回答

回答については、市ホームページへ掲載を行う。

8 企画提案書作成上の留意事項等

(1) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(2) 様式

ア 提案書の様式は「A4 版横」とし、表紙を含め20ページ以内とする（両面印刷可）。

イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること。

○表題「第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）仕様書」に基づく提案書

○提案者名

ウ 提案書には各項目およびページ番号を記載し、1 ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること。

（3）企画提案書の記載事項

企画提案書は任意様式とし、下記事項を含め記載すること。また、企画提案書の構成は、別表の審査評価基準表の項目の審査が行えるよう留意すること。

ア 実施スケジュール

・仕様書の各業務について、作業内容及びスケジュールがわかるように作成すること。

イ 提案内容

・仕様書の業務内容を踏まえ、別表の審査評価基準表の企画提案書それぞれについて、提案者の基本的な考え方、手法、視点など記載するとともに、提案者において工夫することや提案者の持つ技術力をどのように業務に生かすのかをまとめ記載すること。

ウ 追加提案

・本市が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。

（4）本市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

9 参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。

10 選考方法

（1）優先交渉権者の選考

提出された企画提案書の内容に基づき、「中央市プロポーザル方式業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、最適な提案者を優先交渉権者として選考する。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

（2）審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査とし、事業者プレゼンテーション審査を下記のとおり実施する。ただし、参加事業者が5者を超える場合は、書類審査を実施し、上位3者程度が事業者プレゼンテーション審査に進めるものとする。

○書類審査

事業者プレゼンテーション審査の実施にあたり、参加事業者が5者を越える場合、事務局（中央市市民環境課）において、書類審査を実施し、事業者プレゼンテーション審査に進む事業者を3者程度選定する。

なお、選定に係る審査項目及び審査基準・評価視点は次のとおりとする。

審査項目	審査基準・評価視点	配点
業務実績	・事業者の実績は十分であるか。 ・配置予定担当者の実績は十分であるか。	20点
実施体制	・業務遂行にあたり、実施体制は十分であるか。 ・役割分担が明確かつ具体的に示されているか。	20点
財務状況	・事業者の規模、財政状況、資金繰りの状況等が安定かつ健全と見込まれるか。	10点
合 計		50点

書類審査結果は、令和5年7月10日（月）までに各事業者へ電子メールにて通知する。ただし、書類審査時点における評価点数は公表しないものとし、審査結果に関する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

○事業者プレゼンテーション審査

ア 日時

令和5年7月21日（金）（予定）※開始時間等の詳細は、別途通知する。

イ 場所

山梨県中央市白井阿原301-1 中央市役所本館2階 防災対策室2

ウ 事業者の出席者

事業者プレゼンテーション審査への出席者は、1事業者につき4名以内とする。

エ 審査実施方法

①事業者プレゼンテーション（20分以内）

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市では、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。

※インターネットへの接続が必要な場合は、事業者がインターネット環境を用意すること。

② 質疑応答（概ね10分）

③ 提案者の特定

審査は、別表の審査評価基準表により評価し、最適な提案者を特定する。

(3) 審査結果

審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問

い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

1.1 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められるとき。
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

1.2 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、本市と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、本市と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

1.3 スケジュール

公告・公募開始	令和5年6月22日（木）
質問の受付期間	令和5年6月22日（木）～6月29日（木）
質問の回答期限	令和5年7月3日（月）
参加申込書類の提出期限	令和5年7月6日（木）
書類審査結果の通知 ※実施した場合(5者を越えた場合)	令和5年7月10日（月）
企画提案書類の提出期限	令和5年7月14日（金）
事業者プレゼンテーション審査	令和5年7月21日（金）（予定）
審査結果通知・公表	令和5年7月25日（火）（予定）

1 4 その他

- (1) 参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加または変更は原則として認めない。
- (3) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (4) 本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。
- (5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。
- (6) 提出された書類は、中央市情報公開条例（平成 18 年 2 月 20 日条例第 8 号）に基づき、情報公開の対象となる。

1 5 連絡先

中央市市民環境課（環境担当）

〒409-3892

山梨県中央市白井阿原301-1

T E L : 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 4 3

F A X : 0 5 5 - 2 7 4 - 1 1 3 0

M a i l : shimin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp